

第四十二條 獨斷ニ爭議ヲ起シ若クハ理由ナクシテ執行委員會ノ方針ニ反スル行爲アリタルトキハ之ヲ援助セザルコトアルベシ

第十 附 則

第四十三條 本會々則ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成アルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

全日本鑛夫總聯合會々則

第 715 号

日本労働總同盟綱領

我等は團結の威力を相互扶助の組織を以て經濟的福利の増進に知識の啓蒙を期す。

我等は斷乎たる勇氣を有する職衛心を以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘争せんことを期す。

我等は労働者階級を資本家階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は労働組合の實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

主張

- 一、八時間労働及一週四十八時間制度の實施（但し鑛山労働者の坑内労働は坑口交代六時間一週三十六時間とす）
- 二、最低賃金の設定
- 三、夜業の廢止
- 四、治安警察法撤廢
- 五、労働ロイヤル承認
- 六、メーデーに全國的休業
- 七、經濟的行動の全國的協力

全日本鑛夫總聯合會々則

- 第一條 本會ハ全日本鑛夫總聯合會ト稱ス
- 第二條 本會ハ鑛山労働者ヲ以テ組織スル地方労働組合、地方聯合會、直屬支部及個人會員ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ本部ヲ東京ニ置ク
- 第四條 本會ハ日本労働總同盟ニ加盟ス
- 第五條 本會ハ宣言綱領ノ貫徹ヲ期スルト共ニ組合員ノ福祉ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス
- 第六條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、宣傳 教育
 - 二、出版
 - 三、調査
 - 四、法律相談
- 第七條 總テノ鑛山労働者ハ本會々員タル資格ヲ有ス
- 第八條 本會ニ加盟セントスルモノハ所定ノ様式ニ從ヒ入會金及一ヶ月分以上ノ會費ヲ添ヘテ本部又ハ最寄ノ支部ニ申込ムコト

件

第 715 号